

平成17年度 公益法人に関する年次報告

概 要



平成17年8月

総 務 省

経緯及び構成

□ 経緯

公益法人に関する年次報告は、「「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について」（平成8年9月20日閣議決定）に基づき、公益法人の実態及びこれらの基準の実施状況等を明らかにするため、平成9年度から作成することとなったものである。

□ 構成

この報告は、5章から構成されている。

第1章においては、公益法人制度の概要について解説し、第2章においては、公益法人の現況を、第3章においては、公益法人と行政とのかかわりを概観している。また、第4章においては、公益法人制度の抜本的改革及び公益法人に関する施策の動向を、第5章においては、公益信託制度についての概要と現況を記述している。

[目 次]

第1章 公益法人制度の概要	
第1節 公益法人の定義	1
第2節 公益法人に関する法制度	1
第3節 公益法人に対する指導監督等に関する制度	2
第4節 公益法人に関する税制	3
第2章 公益法人の現況	
第1節 基礎的事項	5
第2節 個別事項の分析	6
第3章 公益法人と行政とのかかわり	
第1節 行政委託型法人等の状況	18
第2節 公益法人に対する補助金・委託費等	21
第3節 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」 の推進状況	22
第4節 「公務員制度改革大綱」に基づく公益法人の役員に関する措置 の推進状況	26
第5節 「公益法人の設立許可について」の実施状況	28
第4章 公益法人制度の抜本的改革等の動向	
第1節 公益法人制度の抜本的改革	29
第2節 公益法人に関する施策の動向	30
第5章 公益信託制度について	
第1節 公益信託制度の概要	34
第2節 公益信託の現況	35

《中央値》

変数を大きさの順に並べたとき、その中央で全変数を2群に等分する境界点の数値。変数が偶数個のときには中央の2つの値の平均を中央値とする。例えば、25,541の全公益法人の資産額を大きい順に並べたときに、第12,771位の公益法人の資産額が中央値になる。

第1章 公益法人制度の概要

第1節 公益法人の定義

1 公益法人の定義

公益法人とは、民法（明治29年法律第89号）第34条に基づいて設立される社団法人又は財団法人のことであり、その設立には、①公益に関する事業を行うこと、②営利を目的としないこと、③主務官庁の許可を得ることが必要である。

2 社団法人と財団法人

公益法人には、社団法人と財団法人との二つの類型がある。

社団法人は、一定の目的の下に結合した人の集合体であって、団体として組織、意思等を持ち、社員と別個の社会的存在として団体の名において行動する団体であり、財団法人は、一定の目的の下に拠出され、結合されている財産の集まりであって、公益を目的として管理運営される団体である。

3 広義の公益法人等

社団法人及び財団法人に加え、民法以外の特別法に基づいて設立される公益を目的とする法人を含めて、広義の公益法人ということがある。その例としては、学校法人（私立学校法）、社会福祉法人（社会福祉法）、宗教法人（宗教法人法）、医療法人（医療法）、更生保護法人（更生保護事業法）、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）等がある。これらの法人の設立に当たっては認可主義あるいは認証主義が採られており、民法に基づく公益法人の設立は許可主義が採られていることに比べて、主務官庁の裁量の幅が狭まっている。

公益も営利も目的としない中間的な団体については、法人格の取得を可能とするための一般的な法制度として中間法人法が平成14年4月に施行された。また、特別法の規定に基づく中間的な団体としては、例えば、労働組合（労働組合法）、信用金庫（信用金庫法）、協同組合（各種の協同組合法）、共済組合（各種の共済組合法）等がある。

第2節 公益法人に関する法制度

公益法人は、民法第34条に基づき設立されるものであり、民法第1編第2章（法人）においては、公益法人の設立、公益法人の組織、定款の変更、公益法人の登記、公益法人の能力、公益法人の解散等の事項に関する規定が置かれている。

第3節 公益法人に対する指導監督等に関する制度

1 主務官庁制

民法の規定により、公益法人の設立許可及び指導監督に関する権限は、主務官庁に与えられている。主務官庁とは、公益法人の目的・事業に関連する事務を所掌している内閣府及び10省の中央官庁を指し、その目的・事業が複数の中央官庁の所掌に関連する場合には、それらの中央官庁が共管として主務官庁となる。

2 都道府県知事等による事務の処理等

主務官庁の権限は、政令の定めるところにより、国に所属する行政庁に委任したり、都道府県知事その他の執行機関が当該権限に属する事務を処理することとすることができる旨民法に規定されている。この規定に基づき制定された公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第161号）により、都道府県知事等による事務処理及び地方支分部局の長への委任が定められている。

3 公益法人の所管官庁

公益法人の設立許可、指導監督等に係る事務を実際に担当している行政庁を、指導監督基準等において「所管官庁」と称している。所管官庁は、内閣府及び各省(11)、内閣府外局大臣庁等(3)、地方支分部局の長(176)、都道府県知事(47)、都道府県教育委員会(47)の合計284となっている。

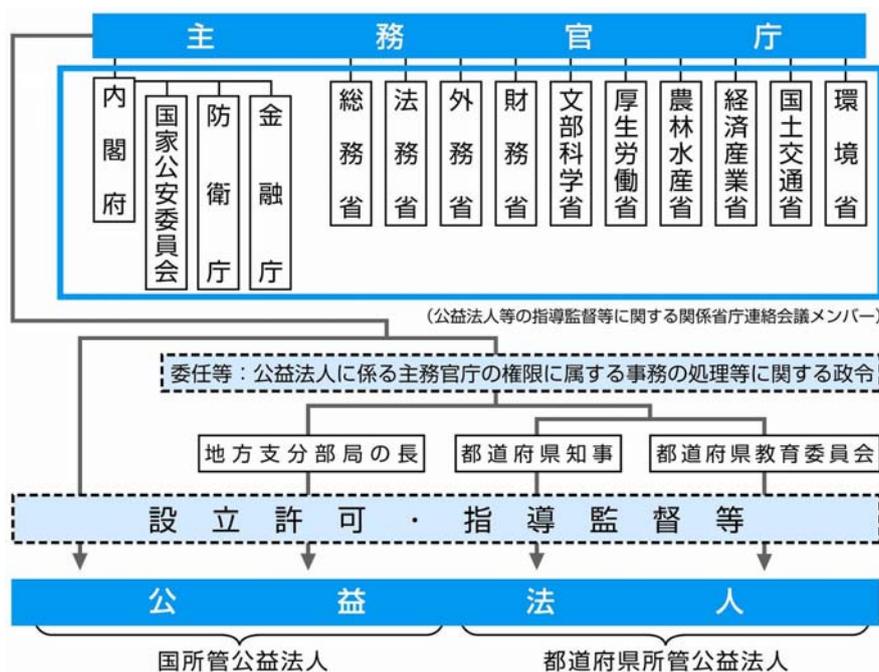
4 統一的な指導監督等を行うための仕組み

公益法人の設立許可及び指導監督は、各主務官庁及びその権限に属する事務を処理することとされた都道府県知事等、多数の所管官庁において行われていることから、これらの所管官庁が行う事務の統一性の確保を図る必要がある。

このため、「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議」等を随時開催することにより、公益法人に対する指導監督の適正化等を統一的かつ強力に推進する体制となっている。

統一的な指導監督等の基準としては、公益法人に対する指導監督の一層の適正化、公益法人による行政代行的行為等の透明化等を統一的かつ強力に推進するため、平成8年9月20日に「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」が閣議決定された。各所管官庁においては、これらの基準等に沿った指導監督等が行われている。

図1 公益法人に対する指導監督等の仕組み



5 公益法人の会計処理

昭和52年3月に公益法人会計基準が決定され、その後見直しを行い、60年9月に現行の公益法人会計基準が決定された（62年4月1日から適用）。

この会計基準は、民法第34条に基づいて設立されるすべての公益法人に適用されることが原則である。

表2 会計基準の適用状況別法人数

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		公益法人会計基準を完全適用	公益法人会計基準を一部適用	企業会計基準を適用	その他
国所管	6,894	6,105(88.6%)	656(9.5%)	77(1.1%)	56(0.8%)
都道府県所管	18,803	13,028(69.3%)	3,630(19.3%)	635(3.4%)	1,510(8.0%)
合計	25,541	18,997(74.4%)	4,270(16.7%)	709(2.8%)	1,565(6.1%)

第4節 公益法人に関する税制

1 公益法人に対する税制

公益法人に関する税としては、法人税、所得税、消費税等の国税及び住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税等の地方税がある。これらの中に

は、公益法人に対し税制上の優遇措置を設けているものがある。

2 公益法人に対する寄付に関する税制

公益法人に対する寄付金のうち、教育や科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等の公益性の高い事業を行う公益法人に対する一定の寄付金については、寄付金控除等の特別の配慮が行われている。

第2章 公益法人の現況

第1節 基礎的事項

公益法人の数

平成16年10月1日現在の公益法人数は25,541法人（国所管が6,894法人、都道府県所管が18,803法人）であり、このうち、社団法人数が12,749法人、財団法人数が12,792法人である。

表3 所管官庁別法人数（国所管）

府省名	本省庁			地方支分部局			省庁別合計		
	社団	財団	合計	社団	財団	合計	社団	財団	合計
内閣府	44	47	91	—	—	—	44	47	91
警察庁	22	29	51	—	—	—	22	29	51
防衛庁	7	15	22	—	—	—	7	15	22
金融庁	38	16	54	82	1	83	120	17	137
総務省	72	166	238	64	15	79	136	181	317
法務省	111	26	137	—	—	—	111	26	137
外務省	97	132	229	—	—	—	97	132	229
財務省	19	41	60	648	2	650	667	43	710
文部科学省	596	1,334	1,930	—	—	—	596	1,334	1,930
厚生労働省	295	457	752	279	146	425	574	603	1,177
農林水産省	285	167	452	—	—	—	285	167	452
経済産業省	479	370	849	—	—	—	479	370	849
国土交通省	317	277	594	433	145	578	749	422	1,171
環境省	41	51	92	—	—	—	41	51	92
省庁合計	2,236	2,861	5,097	1,496	309	1,805	3,731	3,163	6,894

(注)省庁合計は、省庁間の共管を除いた実数

表4 法人数の推移

		H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16
国所管	社団	3,654	3,672	3,691	3,704	3,883	3,877	3,850	3,805	3,731
	財団	3,161	3,171	3,178	3,175	3,271	3,266	3,236	3,204	3,163
	合計	6,815	6,843	6,869	6,879	7,154	7,143	7,086	7,009	6,894
都道府県所管	社団	9,023	9,130	9,196	9,228	9,139	9,147	9,154	9,160	9,134
	財団	10,343	10,396	10,410	10,342	10,145	10,070	9,978	9,827	9,669
	合計	19,366	19,526	19,606	19,570	19,284	19,217	19,132	18,987	18,803
全体	社団	12,618	12,743	12,827	12,872	12,889	12,889	12,872	12,836	12,749
	財団	13,471	13,532	13,553	13,482	13,375	13,294	13,171	12,989	12,792
	合計	26,089	26,275	26,380	26,354	26,264	26,183	26,043	25,825	25,541

- (注) 1 国と都道府県との共管法人があるため、国所管と都道府県所管とを足した数は、全体数と一致しない。
2 各年10月1日現在である。

現在の公益性に関する基準から判断して公益法人を性格別に分類すると、①本来の公益法人 21,540 法人、②互助・共済団体等 3,820 法人、③営利転換候補 27 法人、④その他 154 法人であった（表 5）。

表 5 性格別法人数

所 管 官 庁	法人数	性格別法人数			
		本来の 公益法人	互助・ 共済団体等	営利転換 候補	その他
国 所 管	6,894	6,691(97.1%)	199(2.9%)	0(0.0%)	4(0.1%)
都道府県所管	18,803	15,003(79.8%)	3,623(19.3%)	27(0.1%)	150(0.8%)
合 計	25,541	21,540(84.3%)	3,820(15.0%)	27(0.1%)	154(0.6%)

過去 9 年間における新設法人数及び解散法人数は、表 6 のとおりである。新設法人数は、近年のピークであった平成 8 年の 434 法人と比べると、16 年は 97 法人と 4 分の 1 以下に減少している。

表 6 新設・解散法人数

所 管 官 庁	新設法人数								
	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
国 所 管	80	51	48	47	26	46	24	19	18
都道府県所管	354	283	218	165	145	156	123	126	79
合 計	434	332	265	212	171	202	147	144	97

所 管 官 庁	解散法人数								
	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
国 所 管	189	24	31	38	44	62	78	98	131
都道府県所管	152	149	172	228	236	240	236	344	271
合 計	341	172	203	266	280	299	312	439	402

(注) 平成 8 年の国所管の解散法人には、更生保護法人に組織変更したものが 164 法人含まれている。

第 2 節 個別事項の分析

1 役職員の状況

(1) 理事

理事は民法上、法人を代表するとともに業務の執行機関として位置付けられており、法人運営上重要な役割を担っている。1 法人当たりの平均理事数は 15.8 人、中央値は 13 人であった。理事について規模別法人数を多い順に見ると、10～19 人が 11,847 法人 (46.4%)、0～9 人が 7,863 法人 (30.8%)、20～29 人が 3,656 法人 (14.3%)

となっており、これらを合わせると全体の約9割になる（表7）。

常勤理事（最低でも週3日以上出勤している理事）について見ると、1法人当たりの平均は0.8人であった（表8）。

表7 理事規模別法人数

所管官庁	法人数	理事規模別法人数						理事合計人数	理事平均人数
		0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上		
国所管	6,894	1,520	2,680	1,348	562	287	497	148,160	21.5
都道府県所管	18,803	6,384	9,227	2,355	535	163	139	256,840	13.7
合計	25,541	7,863	11,847	3,656	1,089	450	636	402,462	15.8

表8 常勤理事規模別法人数

所管官庁	法人数	常勤理事規模別法人数						常勤理事合計人数	常勤理事平均人数
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国所管	6,894	2,164	2,870	959	455	200	246	8,586	1.2
都道府県所管	18,803	10,966	5,901	1,227	378	158	173	11,376	0.6
合計	25,541	13,073	8,706	2,167	826	353	416	19,788	0.8

(2) 公務員出身理事

国所管法人の理事における国家公務員出身者（原則として本省庁課長相当職以上を経験し、退職後10年未満の間に当該法人の理事に就任して現在に至っている国家公務員出身者を指す。）は、理事数の4.0%に当たる5,859人（前年比30人減少）で、法人数では33.4%に当たる2,300法人（前年比25法人減少）であった。このうち、常勤理事への就任は、国家公務員出身理事の25.9%に当たる1,515人（前年比48人減少）であった。

都道府県所管法人の理事における都道府県公務員出身者は、理事数の4.9%に当たる12,584人（前年比421人減少）で、法人数では26.4%に当たる4,971法人（前年比124法人減少）であった。このうち常勤理事への就任は、都道府県公務員出身理事の23.6%に当たる2,969人（前年比55人減少）であった。

表9 公務員出身理事のいる法人数及び人数の推移

所管官庁	法人数	公務員出身理事のいる法人数								
		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
国所管	6,894	2,483	2,470	2,441	2,428	2,469	2,473	2,391	2,325	2,300
都道府県所管	18,803	5,443	5,591	5,563	5,631	5,523	5,443	5,265	5,095	4,971

所管官庁	公務員出身理事数									
	理事数	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
国所管	148,160	7,080	6,903	6,338	6,112	6,134	6,185	6,027	5,889	5,859
都道府県所管	256,840	14,633	15,657	15,329	14,960	14,458	14,052	13,551	13,005	12,584

(注) 各年10月1日現在である。

表10 公務員出身常勤理事のいる法人数及び人数の推移

所管官庁	公務員出身常勤理事のいる法人数									
	法人数	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
国所管	6,894	-	1,159	1,114	1,125	1,122	1,133	1,113	1,059	1,033
都道府県所管	18,803	-	2,673	2,639	2,604	2,546	2,505	2,421	2,363	2,334

所管官庁	公務員出身常勤理事数									
	理事数	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
国所管	148,160	1,742	1,721	1,657	1,651	1,644	1,652	1,632	1,563	1,515
都道府県所管	256,840	3,591	3,481	3,436	3,370	3,254	3,208	3,106	3,024	2,969

(注) 1 各年10月1日現在である。

2 平成8年は法人数を調査していない。

(3) 所管官庁出身理事

所管官庁出身理事がいる法人数及び人数は、国所管法人で1,896法人（前年比45法人減少）に4,493人（前年比32人減少）、都道府県所管法人で4,734法人（前年比127法人減少）に11,732人（前年比509人減少）であった。

また、指導監督基準では、理事現在数に占める所管官庁出身者の割合を3分の1以下にすることとされている（共管法人の場合は、全共管官庁出身者の合計が3分の1以下とする。）が、所管官庁出身者が理事現在数の3分の1を超えている法人数は、表11のとおり、国所管が18法人（前年比8法人増加。平成17年7月1日現在で18法人全て改善済。）、都道府県所管が392法人（前年比49法人減少）であった。

表11 所管官庁出身理事数が3分の1を超える法人数

所管官庁	単管	共管	合計
国所管	16	2	18
都道府県所管	384	8	392
合計	400	8	408

指導監督基準決定直後の平成8年10月1日現在からの所管官庁出身理事数が3分の1を超える法人数の推移を見ると、指導監督基準の決定以後、理事構成の適正化が進んだことがうかがえるが、都道府県所管法人では、いまだに多数の法人において3分の1を超えている状況にある（表12）。

表12 所管官庁出身理事数が3分の1を超える法人数の推移

所管官庁	所管官庁出身理事数が3分の1を超える法人数								
	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
国所管	239	176	104	20	10	9	10	10	18
都道府県所管	710	841	790	659	570	529	523	441	392

(4) 同一業界関係者理事

指導監督基準では、同一業界関係者の理事現在数に占める割合を2分の1以下にすることとされているが、同一業界関係者が理事現在数の2分の1を超えている法人数は、6,192法人（前年比9法人減少）であった（表13）。

なお、理事全員が同一業界関係者である法人数は、全体で3,651法人であった。

表13 同一業界関係者理事の状況別法人数

所管官庁	法人数	同一業界関係者が理事現在数の1/2を越えている法人数	
		うち理事全員が同一業界関係者の法人数	
国所管	6,894	1,000	265
都道府県所管	18,803	5,230	3,404
合計	25,541	6,192	3,651

(5) 監事

監事は、法人の運営等を監査する役割を担っており、民法上は設置が任意とされているが、指導監督基準では、監事を必ず設置することとされている。1法人当たりの平均監事数は2.2人であった（なお、監事制度がない法人は43法人であった）。

(6) 外部監査

公益法人のうち、互助・共済団体等の法人に関して、指導監督基準では、法人に関する抜本的法改革が行われるまでの間は、業界関係者または所管省庁出身者以外のもを監事とするよう、所管官庁が強力に指導することとされている。

互助・共済団体等のうち、外部監事を導入していない法人が約7割となっている（表14）。

表 14 外部監事導入法人数

所 管 官 庁	法人の性格が	
	「互助・共済団体等」である法人	うち外部監事制度がある法人数
国 所 管	1 9 9	1 4 2 (7 1 . 4 %)
都 道 府 県 所 管	3 , 6 2 3	1 , 0 0 8 (2 7 . 8 %)
合 計	3 , 8 2 0	1 , 1 4 8 (3 0 . 1 %)

(7) 有給常勤役員のア平均年間報酬額

指導監督基準では、役員のア報酬等について、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする事とされている。公益法人の定款又は寄附行為においては、役員は無報酬であるが、常勤の役員については有給とすることができる旨定められていることが多い。有給常勤役員に対する平均年間報酬の1人当たりの平均額を示したものが、表15である。

これによると、有給役員がいる10,310法人の中では、400万円以上800万円未満の法人が3,796法人(有給役員がいる法人の36.8%)、400万円未満の法人が3,350法人(同32.5%)であり、800万円未満の法人で有給役員がいる法人の7割程度を占めている。一方、平均年間報酬額が2,000万円以上の法人も99法人(前年比7法人増加)あった。

表 15 有給常勤役員のア平均年間報酬額

所 管 官 庁	法人数	有給常勤役員のア平均年間報酬額規模別法人数						
		有給役員なし	400万円未満	400万円以上800万円未満	800万円以上1,200万円未満	1,200万円以上1,600万円未満	1,600万円以上2,000万円未満	2,000万円以上
国 所 管	6,894	2,763	675	1,369	1,014	727	308	38
都 道 府 県 所 管	18,803	12,530	2,680	2,496	791	196	49	61
合 計	25,541	15,231	3,350	3,796	1,792	917	356	99

(8) 職員

職員は、理事の職務を助け、実際の法人の活動を担う中核的存在である。1法人当たりの平均職員数は22.2人であり、中央値は3人であった。規模別では、2~9人が11,585法人(45.4%)と半数近くを占め、次に多いのが10~49人の4,887法人(19.1%)であった。

一方、職員が1人の法人が4,433法人(17.4%)あり、また、職員がいない法人も2,740法人(10.7%)あった。

(9) 評議員

指導監督基準では、評議員及び評議員会について、財団法人には、原則として評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこととされている。

評議員（会）制度がある法人は 11,598 法人（45.4%）であり、制度がある 1 法人当たりの平均評議員数は 24.2 人、中央値は 15 人であった。

2 財務・会計の状況

(1) 年間収入額

公益法人の収入は、大きく分けると、会費収入、財産運用収入、寄付・補助金等収入、事業収入等からなっており、年間収入額の合計は 18 兆 3,903 億円（前年比 6,327 億円減少）、1 法人当たりの平均は 7 億 2,003 万円、中央値は、5,934 万円であった。年間収入の構成状況を見ると、表 16 のとおり、社団・財団の双方において事業収入が大きなウェイトを占めている。

表 16 年間収入構成

(百万円)

		会費収入	財産運用収入	寄付金収入	国からの補助金等収入	都道府県からの補助金等収入	民間助成団体等からの補助金等収入	その他の補助金等収入	事業収入	その他の収入	合計
国所管	社団	385,685	69,579	19,343	109,869	39,340	27,060	97,927	2,169,439	390,678	3,309,077
	財団	190,535	305,638	130,306	245,675	59,014	52,771	223,200	4,566,761	1,055,443	6,829,499
県所管 都道府	社団	234,621	21,227	11,886	26,660	63,485	30,491	101,008	1,278,672	392,365	2,160,536
	財団	139,484	129,860	82,084	23,192	281,653	16,609	222,483	3,761,437	1,539,356	6,194,957
合計		949,266	526,147	236,704	405,326	441,929	126,629	643,211	11,690,935	3,371,118	18,390,315
比率(%)		5.2	2.9	1.3	2.2	2.4	0.7	3.5	63.6	18.3	100.0

(2) 年間支出額

公益法人の支出は、大きく分けると、事業費、管理費、固定資産取得支出等からなっており、1 法人当たりの平均年間支出額は 7 億 1,848 万円、中央値は 5,927 万円であった。年間支出の構成状況を見ると、表 17 のとおり、社団・財団の双方において事業費が大きなウェイトを占めている。

なお、事業費について、指導監督基準では、公益法人本来の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）の規模を、可能な限り総支出額の 2 分の 1 以上にすることとされているが、これを満たす法人は 10,952 法人（42.9%）であった。また、管理費について、指導監督基準では、管理費の割合を、可能な限り総支出額の 2 分の 1 以下にすることとされているが、これを満たす法人は 23,092 法人（90.4%）であった（表 18）。

表 17 年間支出構成

(百万円)

所 管 官 庁		事業費	管理費	事業に不可欠な固定資産取得費	その他の支出	合計
国所管	社団	2,616,536	269,152	77,189	327,280	3,290,138
	財団	4,990,067	445,888	148,539	1,209,203	6,796,927
都道府県所管	社団	1,475,699	330,014	52,415	329,570	2,187,629
	財団	4,003,340	599,124	160,471	1,415,021	6,177,958
合 計		13,010,568	1,635,231	433,630	3,271,253	18,350,758
比 率 (%)		70.9	8.9	2.4	17.8	100.0

表 18 総支出に占める、公益法人本来の事業費及び管理費割合別法人数

所 管 官 庁	法人数	公益法人本来の事業費が	管理費が総支出の1/2以下の
		総支出の1/2以上の法人数	法人数
国 所 管	6,894	3,393(49.2%)	6,561(95.2%)
都道府県所管	18,803	7,662(40.7%)	16,678(88.7%)
合 計	25,541	10,952(42.9%)	23,092(90.4%)

(3) 指導監督基準上の収益事業

公益法人が健全な運営を維持し、本来の公益活動の実施に充てるために収入確保の一方法として収益事業を行うことも認められている。収益事業は、あくまで本来の公益事業に付随して行われるべき性格のものであり、指導監督基準では、収益事業の規模、業種、利益の使用等の点について定められているほか、収益事業を行う場合には事業計画書に明記し、他の事業と区分して経理を行うことが求められている。

収益事業収入の1法人当たりの平均金額は3,863万円、中央値は0であった。規模別に見ると、表19のとおり、収益事業を実施していない法人が20,529法人(80.4%)と最も多くなっている。

なお、指導監督基準においては、収益事業の支出規模は、可能な限り総支出額の2分の1以下とする旨規定されているが、これに適合していない法人は632法人存在している(表20)。

表 19 収益事業収入額規模別法人数

所 管 官 庁	法人数	収益事業収入額規模別法人数						収益事業収入合計金額 (百万円)
		0	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上	
国 所 管	6,894	5,414	548	413	156	269	94	283,565
都道府県所管	18,803	15,244	1,327	940	404	633	255	711,506
合 計	25,541	20,529	1,868	1,348	554	895	347	986,641

表 20 指導監督基準上の収益事業費が総支出の2分の1以下の法人数

所 管 官 庁	指導監督基準上の収益事業費が 総支出の1/2以下の法人	
	法人数	
国 所 管	6,894	6,811(98.8%)
都道府県所管	18,803	18,251(97.1%)
合 計	25,541	24,909(97.7%)

(4) 内部留保の状況

指導監督基準において、いわゆる「内部留保」は、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすることとされており、総資産額から①財団法人における基本財産、②公益事業を実施するために有している基金、③法人の運営に不可欠な固定資産、④将来の特定の支払いに充てる引当資産等及び⑤負債相当額を差し引いた額として定義されている。さらに、内部留保の水準について、指導監督基準の運用指針では、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含まない。）の合計額の30%以下であることが望ましいとされている。

内部留保の水準は、表 21 のとおり、全体の約6割を占める 15,276 法人が指導監督基準で定める30%以下の水準にある。

表 21 内部留保の水準別法人数

所 管 官 庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
国 所 管	6,894	626	3,654	1,885	660	69
都道府県所管	18,803	2,211	8,900	3,689	3,250	753
合 計	25,541	2,820	12,456	5,554	3,891	820

3 その他

(1) 株式保有の状況

指導監督基準では、運用財産の管理運用（公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合）又は財団法人において基本財産として寄付された場合を除いて、株式を保有することを原則として禁止しており、これ以外の性格の株式を保有している場合には、平成11年9月末までに処分することとされている。

株式の保有状況は、表 22 のとおりである。株式を保有しているのは、1,804 法人（前年比28法人減少）であり、このうちポートフォリオ運用を行っているものが499法人、基本財産（財団法人のみ保有を許される）に当たるものが863法人あるが、その他の理由で保有しているものは679法人であった。

表 22 株式の保有状況別法人数

所管官庁	法人数	財団法人のみ対象			全法人（社団法人+財団法人）が対象					
		財団法人数	基本財産	割合（対財団法人%）	ポートフォリオ運用	割合（%）	その他	割合（%）	保有なし	割合（%）
国所管	6,894	3,163	383	12.1	239	3.5	239	3.5	6,159	89.3
都道府県所管	18,803	9,669	480	5.0	261	1.4	444	2.4	17,729	94.3
合計	25,541	12,792	863	6.7	499	2.0	679	2.7	23,737	92.9

（注） 株式には、有限会社の持分を含む。

（2） 情報公開の状況

公益法人の情報公開については民法上規定がないが、我が国の社会経済において重要な役割を担い、相応の社会的責任を有する公益法人が自主的に情報を公開する必要があるとの観点から、指導監督基準では①定款又は寄附行為、②役員名簿、③（社団法人の場合）社員名簿、④事業報告書、⑤収支計算書、⑥正味財産増減計算書、⑦貸借対照表、⑧財産目録、⑨事業計画書及び⑩収支予算書を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供することとされ、平成10年1月以降に始まる新事業年度から実施されている。

情報公開の状況は、表23のとおり、公開を求められている各項目の公開率の平均は、88.1%（前年比0.1ポイント増加）であった。

表 23 情報公開の状況 (%)

所管官庁	定款又は寄附行為	役員名簿	平成15年度書類						平成16年度書類		平均
			事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿（社団のみ）	事業計画書	収支予算書	
国所管	99.4	99.4	97.0	96.8	94.7	96.5	96.4	94.4	96.9	96.7	96.8
都道府県所管	90.4	90.5	87.1	86.7	74.5	80.7	84.5	80.7	87.0	86.6	84.9
合計	92.8	92.8	89.7	89.4	79.8	84.9	87.6	84.6	89.6	89.3	88.1

（注）1 平均は、各項目の公開割合の単純平均

2 「平成15年度書類（事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、社員名簿）」は平成15年度法人数に、「平成16年度書類（事業計画書、収支予算書）」は平成16年度法人数に対する割合

（3） ホームページの開設状況

公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化・適正化を図るとともに、「行政改革大綱」等に基づく公益法人改革の推進に資するための取組として、平成13年8月に「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」を申し合わせた。本申合せに基づき、各府省は所管公益法人に対し、可能な限り13年内

を目途に業務・財務等に関する資料をインターネットで公開するよう要請したところである（第4章第2節参照）。

平成16年10月1日時点の公益法人におけるホームページの開設状況は、表24のとおり、国所管法人のホームページ開設率が76.6%、都道府県所管法人のホームページ開設率が40.2%であった。

表24 ホームページの開設及び項目別掲載状況

所管官庁	法人数	開設法人合計		定款・寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿	事業計画書	収支予算書
		法人数	割合(%)										
国所管	6,894	5,281	76.6	58.5	62.3	55.9	55.8	52.2	53.7	51.7	49.7	56.9	54.4
都道府県所管	18,803	7,551	40.2	11.8	16.6	11.6	10.4	8.9	9.6	9.1	12.4	13.0	9.7
合計	25,541	12,716	49.8	24.9	29.3	24.0	23.1	21.0	22.0	21.0	23.6	25.3	22.2
前年合計	25,825	11,650	45.1	21.4	26.1	20.5	18.8	16.9	17.8	17.0	21.6	22.2	17.9

(注) 1 「法人数」及び「開設法人数」の「合計」は、共管重複分を除く実数。
2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

(4) 立入検査の実施状況

所管官庁は、民法上、職権で調査（立入検査）を行うことができることとなっている。平成13年度～15年度における立入検査の実施状況は、表25のとおりである。立入検査は、指導監督の適切な推進を図るための有効な手段の一つであり、平成13年2月には、指導監督体制の充実のため、立入検査を少なくとも3年に1回実施することが申合わされた。また、平成16年度における国所管法人に対する立入検査の実施状況は表26のとおりである。

表25 立入検査の実施状況 (%)

所管官庁	立入検査の実施状況			
	13年度	14年度	15年度	13～15年度
国所管	44.5	41.0	43.5	98.2
都道府県所管	25.1	27.1	29.4	62.1
合計	30.5	31.0	33.3	72.2

(注) 1 本表は、各年度で所管している法人に関するものである。
2 「13年度」は平成13年度法人数を、「14年度」は平成14年度法人数を、「15年度」及び「13～15年度（3年間に1度以上実施）」は平成15年度法人数を用いて割合を計算
3 「平成13年度法人数」とは、平成13年10月1日以前に設立された法人数（延べ数）
「平成14年度法人数」とは、平成14年10月1日以前に設立された法人数（延べ数）
「平成15年度法人数」とは、平成15年10月1日以前に設立された法人数（延べ数）

表 26 平成 16 年度における国所管公益法人に対する立入検査の実施状況

府 省 名	所管公益 法人数	平成16年度 立入検査 実施法人数	平成16年度に 改善すべき点の あった法人数	平成 14 年度～ 16 年度立入 検 査実施法人数	平成14年度～16年度立入 検査実施率 (%) (平成 14～16 年度実施法 人数/所管法人数×100)
内 閣 府	91	39	18	89	97.8
警 察 庁	51	51	2	51	100.0
防 衛 庁	22	5	0	22	100.0
金 融 庁	137	28	23	137	100.0
総 務 省	317	74	45	316	99.7
法 務 省	137	64	8	136	99.3
外 務 省	229	145	8	209	90.9
財 務 省	710	509	113	702	98.9
文部科学省	1,939	663	84	1,874	96.6
厚生労働省	1,177	427	182	1,151	97.8
農林水産省	452	336	120	452	100.0
経済産業省	849	296	153	842	99.2
国土交通省	1,171	506	214	1,171	100.0
環 境 省	92	36	23	92	100.0
合 計	7,374	3,179	993	7,244	98.2

※ 各府省の立入検査の頻度は、年 1 回、2 年に 1 回、3 年に 1 回など、府省ごとの実施計画によりそれぞれ差異がある。

※ 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても各府省がそれぞれ判断を行っている。

※ 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。

※ 平成14年度～16年度立入検査実施率は、各府省の所管法人数のうち少なくとも 1 回以上実施した法人の割合である。なお、各府省の未実施の法人は、新規設立法人、解散法人、法人業務の都合等により実施困難等となった法人である。

※ 当初の 3 年間は平成13年度～15年度であり、本年度は新たな 3 年間の第一年度にあたる。

(参考)公益法人の全体像

主要項目	合計値	1法人当たりの 平均値	中央値
年間収入額	18兆 3,903億円	7億 2,003万円	5,934万円
会費収入額	9,493億円	3,717万円	127万円
財産運用収入額	5,261億円	2,060万円	1万円
寄付金収入額	2,367億円	927万円	0万円
国からの補助金等収入額	4,053億円	1,587万円	0万円
都道府県からの補助金等収入額	4,419億円	1,730万円	0万円
民間助成団体からの補助金等収入額	1,266億円	496万円	0万円
その他の補助金等収入額	6,432億円	2,518万円	0万円
事業収入額	11兆 6,909億円	4億 5,773万円	1,371万円
前期繰越収支差額	2兆 8,646億円	1億 304万円	633万円
資産額	113兆 1,948億円	44億 3,189万円	1億 593万円
負債額	94兆 1,336億円	36億 8,559万円	718万円
正味財産額	19兆 617億円	7億 4,632万円	7,163万円
基本財産額（財団法人のみ）	5兆 625億円	3億 9,576万円	5,498万円
年間支出額	18兆 3,508億円	7億 1,848万円	5,927万円
事業費	13兆 106億円	5億 940万円	3,050万円
管理費	1兆 6,352億円	6,402万円	1,270万円
次期繰越収支差額	2兆 9,041億円	1億 462万円	667万円
民法上の社員（社団法人のみ）	1,450万 6,744人	1,141人	150人
賛助会員等	3,902万 4,149会員	5,455会員	52会員
理事数	40万 2,462人	15.8人	13人
監事数	5万 6,411人	2.2人	2人
職員数	56万 7,578人	22.2人	3人
評議員数	28万 922人	24.2人	15人

(注) 1 前期繰越収支差額は「(年間支出額+次期繰越収支差額)-年間収入額」による推定値

2 民法上の社員は社団法人のみ、基本財産額は財団法人のみについて計算したもの

第3章 公益法人と行政とのかかわり

第1節 行政委託型法人等の状況

公益法人の行う行政代行的行為等の透明化を図るため、政府は平成8年9月に閣議決定された「公益法人の検査等の委託等に関する基準」を踏まえ、平成9年度から、公益法人概況調査に併せて「行政代行的行為等に関する状況調べ」を実施している。

1 行政委託型法人等の定義

「行政委託型法人等」とは、特定の法令等により、各官庁から制度的に事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人の総称である。行政委託型法人等が実施する事務・事業は、行政の関与の形態に応じ「委託等」と「推薦等」に、また、行政委託型法人等が実施する事務・事業の性格に応じ「検査等」と「検査等以外」に分けてとらえることができる。

「委託等」とは、事務・事業の内容等を法令等で定め、特定の法人を何らかの形で指定し、制度的にその事務を行わせているもののことであり、「推薦等」とは、法人が独自に行っている事務・事業を奨励等するために、制度的に官庁が関与（認定、公認等）を行うことである。

「検査等」とは、あるものが有する能力、性能、技術等を調査・判定したり、また、その結果について評価・承認するような業務を意味し、「検査等以外」は、例えば研究、促進啓発、指導助言などの業務がこれに該当する。

以上を整理すると、行政委託型法人等への行政の関与の形態は、次の4つに整理することができる。

- ① 検査等の委託等
- ② 検査等以外の委託等
- ③ 検査等の推薦等
- ④ 検査等以外の推薦等

上記の①と③については、後述のとおり、検査等の委託・推薦等を受ける場合に必要な要件を定めた「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」（平成8年9月20日閣議決定）及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）の「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」（透明化・合理化ルール）が適用される。

2 行政委託型法人等の数

国所管の行政委託型法人等の数は、表27のとおり497法人であった。このうち委託等を受けているものが217法人、推薦等を受けているものが327法人であった。検査等、検査等以外の別で見ると、委託等についてはそれぞれ109法人、122法人、推薦等については

それぞれ320法人、8法人であり、行政委託型法人等の約9割は検査等の委託等・推薦等を受けている法人である。

表27 国所管の行政委託型法人等の数

府 省 名	委 託 等			推 薦 等			府省計 (A)	うち所管 外府省の みから指 定を受け ている法 人数	所管 法人数 (B)	(A) ÷ (B) × 100
	検査等	検査等 以 外	委託等計	検査等	検査等 以 外	推薦等計				
内 閣 府	—	—	—	—	—	—	—	—	91	—
警 察 庁	0	0	0	2	0	2	2	0	51	3.9(%)
防 衛 庁	—	—	—	—	—	—	—	—	22	—
金 融 庁	1	3	4	0	0	0	4	1	137	2.9(%)
総 務 省	3	3	5	6	2	8	10	0	317	3.2(%)
法 務 省	0	1	1	0	0	0	1	0	137	0.7(%)
外 務 省	0	1	1	1	0	1	2	1	229	0.9(%)
財 務 省	2	0	2	0	0	0	2	1	710	0.3(%)
文 部 科 学 省	8	7	13	69	1	69	81	5	1,930	4.2(%)
厚 生 労 働 省	26	16	40	139	0	139	169	26	1,177	14.4(%)
農 林 水 産 省	26	7	33	14	2	16	46	8	452	10.2(%)
経 済 産 業 省	30	8	36	38	3	41	63	18	849	7.4(%)
国 土 交 通 省	33	80	106	64	0	64	151	17	1,171	12.9(%)
環 境 省	3	4	6	4	1	5	10	2	92	10.9(%)
合 計	109	122	217	320	8	327	497	48	6,894	7.2(%)

(注) 1 「合計」の法人数は共管による重複を除いた実数

2 「委託等計」、「推薦等計」、「府省計」の各府省ごとの法人数は複数の事務・事業を委託等・推薦等されている法人の重複を除いた実数

3 国所管の行政委託型公益法人等のうち、都道府県の自治事務を行わせる（ことができる）法人を国が指定している場合は除いている。

3 行政委託型法人等が行う事務・事業の内容

行政委託型法人等が各府省から委託等・推薦等を受けて行う事務・事業の内容を、その性格によって区分すると、表28のとおり、委託等では、試験48（27.7%）、検査検定33（19.1%）、調査研究28（16.2%）が多く、推薦等では、講習研修65（54.6%）、審査証明25（21.0%）、試験13（10.9%）が多くなっている。

表28 行政委託型法人等が実施する事務・事業

[委託等]

	指定条項数	割合(%)	主 な 事 例
①試 験	48	27.7	試験
②講 習 研 修	24	13.9	講習(会)、研修、養成、教習
③登 録	19	11.0	登録、記録
④交 付 表 示	10	5.8	交付、公示、表示、貼付
⑤検 査 検 定	33	19.1	検査、検定、確認、認定、証明、審査、認証、校正等
⑥助 成	21	12.1	資金援助、貸付、助成金交付、債務保証、債務弁済、 共済事業
⑦調 査 研 究	28	16.2	調査、研究、情報収集・提供
⑧促 進 啓 発	18	10.4	促進、啓発、広報、援助
⑨指 導 助 言	23	13.3	指導、助言、相談
⑩そ の 他	45	26.0	

[推薦等]

	指定条項数	割合(%)	主 な 事 例
①試 験	13	10.9	試験
②審 査 証 明	25	21.0	審査、証明、検査、承認、認定、査定、許可、評価、 点検等
③講 習 研 修	65	54.6	講習(会)、研修
④登 録	5	4.2	登録
⑤そ の 他	16	13.4	

- (注) 1 一つの指定条項により複数の事務・事業を規定しているものがあるため、指定条項数の合計は、必ずしも表29の「指定条項数」と一致しない。
2 割合は、表29の「指定条項数」に対する割合を指す。

4 指定条項数

今回の調査で挙げられた行政委託型法人等への委託等・推薦等に係る指定条項数は表29のとおり292であった。このうち、委託等が173、推薦等が119であり、これを検査等、検査等以外の別に分けると、委託等についてはそれぞれ105、68、推薦等についてはそれぞれ110、9であった。

表29 府省別行政委託型法人等への委託等・推薦等に係る指定条項数

府 省 名	委 託 等			推 薦 等			府 省 計
	検 査 等	検 査 等 以 外	委 託 等 計	検 査 等	検 査 等 以 外	推 薦 等 計	
内 閣 府	—	—	—	—	—	—	—
警 察 庁	—	—	—	1	0	1	1
防 衛 庁	—	—	—	—	—	—	—
金 融 庁	0	3	3	—	—	—	3
総 務 省	4	4	8	10	2	12	20
法 務 省	0	1	1	0	0	0	1
外 務 省	—	—	—	—	—	—	—
財 務 省	—	—	—	—	—	—	—
文 部 科 学 省	11	9	20	2	0	2	22
厚 生 労 働 省	30	17	47	34	2	36	83
農 林 水 産 省	4	8	12	1	2	3	15
経 済 産 業 省	17	4	21	13	2	15	36
国 土 交 通 省	36	21	57	47	0	47	104
環 境 省	6	6	12	4	1	5	17
合 計	105	68	173	110	9	119	292

(注) 1 指定条項数は、原則として項を単位として数えている。

2 「合計」は、共管による重複を除く実数である。

5 都道府県から委託等・推薦等を受けている行政委託型法人等

各都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等の数は、合計1,255法人であった。なお、事務・事業の内容は、施設・設備等の管理運営が最も多くなっており、国とは異なった傾向が見られる。

第2節 公益法人に対する補助金・委託費等

1 国所管の公益法人に対する補助金・委託費等

平成15年度決算ベースにおける各府省から国所管の公益法人に対する補助金等の交付総額は約3,555億円、交付法人数は509法人であった。また、委託費の交付額は約1,350億円、交付法人数は674法人であった（表30）。

表30 各府省から国所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況

(平成15年度決算ベース：百万円)

	交 付 額	交付法人数	金 額 別 法 人 数			
			1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上
補助金等 (割合%)	355,543	509	108 (21.2)	219 (43.0)	131 (25.7)	51 (10.0)
委託費 (割合%)	135,008	674	178 (26.4)	328 (48.7)	137 (20.3)	31 (4.6)
合 計 (割合%)	490,551	958	222 (23.2)	416 (43.4)	241 (25.2)	79 (8.2)

(注) 1 交付法人数は共管による重複を除いた実数である。

2 本資料における補助金等とは、平成15年度決算書コード番号における目番号が、原則として「16」の補助金、負担金、交付金、補給金等である。また、委託費とは同じく目番号が「14」のものである。

2 都道府県所管の公益法人に対する補助金・委託費等

平成15年度決算ベースにおける各都道府県から所管公益法人に対する補助金等の交付交付額は約3,451億円、交付法人数は4,321法人であった。また、委託費の交付額は約4,815億円、交付法人数は2,963法人であった（表31）。

表31 各都道府県から所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況

(平成15年度決算ベース：百万円)

	補 助 金 等		委 託 費	
	交 付 額	交付法人数	交 付 額	交付法人数
知 事 部 局 所 管	279,365	3,743	424,195	2,759
教 育 委 員 会 所 管	83,821	615	80,446	239
合 計	345,138	4,321	481,519	2,963

(注) 1 合計は共管による重複を除いた実数である。

2 補助金等、委託費とは、それぞれ、地方自治法施行規則第15条第2項別記中、節の項「19 負担金、補助及び交付金」、「13 委託料」を指す。

第3節 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の推進状況

1 実施計画の策定に至る経緯

平成12年12月に閣議決定された「行政改革大綱」において、公益法人について、指定法人及び国から補助・委託を受ける法人を中心として業務の見直し等の検討を行うこととされた。具体的には、公益法人に対する行政の関与について、官民の役割分担、規制改革及び財政負担の縮減・合理化の観点から、

①国から公益法人が委託等、推薦等（以下「委託・推薦等」という。）を受けて行っ

ている検査・検定、資格付与等の事務・事業

②国から公益法人に対して交付されている補助金・委託費等について厳しい見直しを行い、平成13年度末を目途に実施計画を策定した上で、17年度末までのできる限り早い時期に実行することとされた。

「行政改革大綱」の策定を受け、内閣官房行政改革推進事務局が中心となり関係府省と必要な検討・調整を行った結果、平成14年3月に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（以下「実施計画」という。）が閣議決定された。

2 実施計画のフォローアップ

実施計画は、国から公益法人が委託・推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人への補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）について、集中改革期間に位置付けられる平成17年度末までに取り組むべき内容を示しているほか、公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置を定めている。また、総務省は、関係府省の協力を得て、実施計画の実施状況の概要について毎年度の「公益法人に関する年次報告」等において公表するなど、本計画のフォローアップに当たることとされている。これを受け、総務省においては、平成16年度末時点の実施計画の推進状況の調査を行ったところである。

3 委託等に係る事務・事業の改革

実施計画に定められた措置のうち、委託等に係る事務・事業については、実施計画において措置を講ずることとした制度が83制度（対象法人は228法人）ある。また、平成16年度中に新たに措置を講ずることとしたものは3制度あった（対象法人は、16年度中に新たに対象となった2法人と、昨年度までに対象となった未措置の6法人を合わせ、8法人が加わる。）。これらのうち、必要な措置を講じたものは83制度（対象法人は228法人）あり、全体で96.5%が措置済となっている（表32）。

4 推薦等に係る事務・事業の改革

推薦等に係る事務・事業については、実施計画において措置を講ずることとした制度が107制度（対象法人は201法人）ある。また、平成16年度中に新たに措置を講ずることとしたものはなかった（対象法人は、16年度中に新たに対象となった1法人と、昨年度までに対象となった未措置の1法人を合わせ、2法人が加わる。）。これらのうち、必要な措置を講じたものは91制度（対象法人は117法人）あり、全体で85.0%が措置済となっている（表32）。

表 32 実施計画の推進状況（委託・推薦等）

	措置内容	措置対象 合計		措置済の数		実施計画				実施計画後				
		制度 の数	法人 数	制度 の数	法人 数	開議決定時		措置済の数		開議決定後		措置済の数		
						制度 の数	法人 数	制度 の数	法人 数	制度 の数	法人 数	制度 の数	法人 数	
委託等に係る 事務・事業	検査・ 検定等	制度の廃止	1	1	2	20	1	1	2	20	0	0	0	0
		事業者による自己確認等	5	7	5	7	5	7	5	7	0	0	0	0
		登録機関による実施等	16	55	15	55	16	53	15	52	0	6	0	6
		国・独立行政法人による実施等	13	11	11	8	13	11	11	8	0	0	0	0
		登録機関による実施に準じた措置	17	18	18	18	14	18	15	18	3	2	3	2
		その他	0	0	2	3	0	0	2	3	0	0	0	0
		小計	48	73	48	73	45	70	45	70	3	8	3	8
	資格付与等	資格の一本化	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
		登録機関による実施	2	137	3	138	2	137	3	138	0	0	0	0
		国・独立行政法人による実施等	9	9	1	1	9	9	1	1	0	0	0	0
		現行制度による実施	0	0	2	1	0	0	2	1	0	0	0	0
		その他	14	11	16	15	14	11	16	15	0	0	0	0
		小計	26	158	23	155	26	158	23	155	0	0	0	0
	登録その他	制度の廃止等	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0
		登録機関による実施	0	0	4	3	0	0	4	3	0	0	0	0
		国・独立行政法人による実施	8	7	0	0	8	7	0	0	0	0	0	0
		登録機関による実施に準じた措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		現行制度による実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	2	2	6	6	2	2	6	6	0	0	0	0
		小計	12	11	12	11	12	11	12	11	0	0	0	0
	委託等計		86	231	83	228	83	228	80	225	3	8	3	8
推薦等に係る 事務・事業	技能審査等	10	86	2	1	10	86	2	1	0	0	0	0	
	推薦の廃止	17	27	14	24	17	27	14	24	0	0	0	0	
	制度等に組み込まれた推薦等	78	109	75	109	78	108	75	108	0	2	0	2	
	その他	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	97	120	89	116	97	119	89	115	0	2	0	2	
推薦等計		107	202	91	117	107	201	91	116	0	2	0	2	
合計		193	395	174	310	190	392	171	307	3	10	3	10	

- (注) 1 法人数はすべて共管による重複を除いた実数値である。
 2 一つの制度に対して複数の措置を講じている場合があるので、措置内容ごとの制度の数の合計と小計は一致しない。
 3 実施計画で講ずることとされた措置と実際に講ぜられた措置が異なるものもある。

5 補助金等の見直し

補助金等の見直しについては、実施計画において措置を講ずることとした項目が 332 件（対象法人は 183 法人）あるほか、平成 15 年度決算において新たに措置を講ずることとしたものが 17 件（対象法人は 9 法人）と、14 年度決算以前において対象となり、未措置であったものが 4 件（対象法人は 4 法人）。これらのうち、必要な措置を講じたものは 253 件（対象法人は 144 法人）あり、全体から例外事項（71 件）を除いた 89.7% が措置済となっている（表 33）。

表 33 実施計画の推進状況（補助金等）

	措置内容	措置対象 合計		措置済の数		実施計画				実施計画後			
		件数	法人 数	件数	法人 数	閣議決定時		措置済の数		閣議決定後		措置済の数	
						件数	法人 数	件数	法人 数	件数	法人 数	件数	法人 数
第三者分配型 補助金等	補助金等の廃止	100	59	96	57	100	59	96	57	0	0	0	0
	公益法人を経由せず国から直接交付	27	18	26	18	26	17	25	17	1	1	1	1
	分配率50%未満に改善	55	43	47	38	49	40	47	38	6	5	0	0
	独立行政法人による実施	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
	その他（特段の理由がある場合）	41	31	-	-	33	27	-	-	8	6	-	-
	小 計	224	121	170	94	209	116	169	94	15	11	1	1
補助金依存型 公益法人	補助金等の廃止	9	9	6	6	9	9	6	6	0	0	0	0
	年収に占める補助金等の比率を3分の2未満に改善	53	52	41	40	48	47	40	39	5	5	1	1
	独立行政法人による実施	4	4	4	4	4	4	4	4	0	0	0	0
	その他（特段の理由がある場合）	30	28	-	-	29	27	-	-	1	1	-	-
	小 計	96	93	51	50	90	87	50	49	6	6	1	1
役員報酬に対する助成	廃 止	33	28	32	27	33	28	32	27	0	0	0	0
合 計		353	188	253	144	332	183	251	143	21	13	2	2

（注） 法人数はすべて共管による重複を除いた実数値である。

6 国の関与等を透明化・合理化するための措置

国の関与等を透明化・合理化するための措置のうち、検査等の委託・推薦等に関する事項の推進状況を見ると、事務・事業を所管する府省が講ずべき措置の状況については、対象となる事務・事業全 220 件のうち、必要な措置をすべて講じている事務・事業は 200 件（全体の 90.9%）である。また、法人が講ずべき措置の状況については、対象となる全 220 制度のうち、必要な措置をすべて講じている法人は 182 制度（全体の 82.7%）である（表 34）。

さらに、補助金等の交付等に関する事項の進捗状況を見ると、実施計画で措置を講ずることとした 332 件に、平成 15 年度決算において新たに措置を講ずることとした 17 件と、14 年度決算以前において対象となり、未措置であった 4 件を加えた全 353 件のうち、必要な措置がすべて講じられている項目は 309 件（全体の 87.5%）である。

表 34 透明化・合理化ルールを進捗状況（委託・推薦等）

	事務・ 事業数	府省が講ずべき措置			法人が講ずべき措置		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
委託等 (割合)	90	86 (95.6)	4 (4.4)	0 (0)	69 (76.7)	21 (23.3)	0 (0)
推薦等 (割合)	130	114 (87.7)	13 (10.0)	0 (0)	113 (86.9)	9 (6.9)	0 (0)
合計 (割合)	220	200 (90.9)	17 (7.7)	0 (0)	182 (82.7)	30 (13.6)	0 (0)

公益法人向け補助金等全般に対する措置の推進状況を見ると、対象となる全 902 法人のうち、必要な措置がすべて講じられている法人は 743 法人（全体の 82.4%）である（表 35）。

表 35 透明化・合理化ルールを進捗状況（補助金等）

	対象 法人数	府省がホームページに掲載すべき事項			法人が措置すべき事項		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
法人数 (割合)	902	743 (82.4)	150 (16.6)	9 (1.0)	537 (59.5)	331 (36.7)	34 (3.8)

(注) 対象法人数は共管による重複を除いた実数値である。

第 4 節 「公務員制度改革大綱」に基づく公益法人の役員に関する措置の推進状況

1 経緯

平成 13 年 12 月 25 日に閣議決定された「公務員制度改革大綱」において、適正な再就職ルールの確立を図るため、営利企業や特殊法人等への再就職とともに、公益法人への再就職についても、民間法人としての性格を踏まえつつ見直しを行うこととされた。

これに基づき、平成 14 年 3 月 29 日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、上記閣議決定に基づき各府省が所管公益法人に対し指導等すべき具体的事項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」を申し合わせ、14 年度から公益法人に対する指導等を行うこととされた。

2 「公務員制度改革大綱に基づく措置について」の推進状況

政府は、平成 16 年度における「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（以下「申合せ」という。）の推進状況について、平成 16 年 10 月 1 日現在で調査し、調査結果の概要は以下のとおりである。

(1) 退職公務員の役員就任状況に関する情報開示

申合せでは、各府省は、所管公益法人に対し、役員名簿に、国家公務員出身者である役員についてはその最終官職を付記するよう指導することとされている。

その実施状況を見ると、対象法人（2,861 法人）のうち、2,689 法人（対象法人全体の 94.0%）において退職公務員の役員就任状況を開示している。

(2) 役員の報酬・退職金規程の整備・公開

申合せでは、各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人に対し、役員の報酬・退職金に関する規程を定めるよう指導することとされている。その実施状況を見ると、対象法人（1,152 法人）中、役員報酬規程の整備については 1,041 法人（対

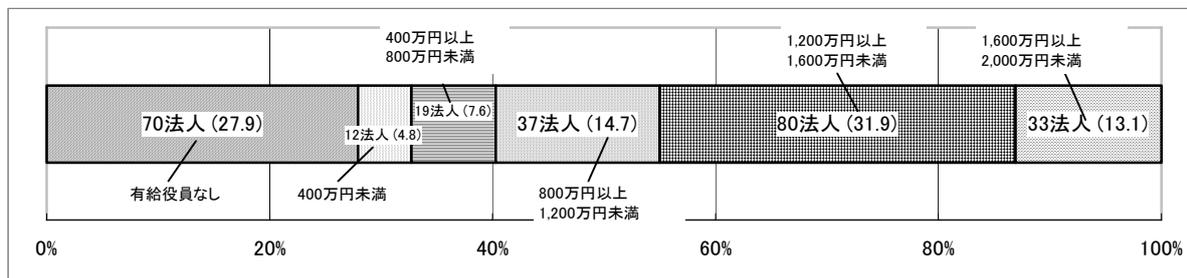
象法人全体の 90.4%)、退職金規程の整備については 1,043 法人 (対象法人全体の 90.5%) において申合せに沿った対応が採られている。

(3) 役員の報酬・退職金の水準及び在任年齢に関する措置の状況

申合せでは、各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、常勤の役員の報酬・退職金等については、民間だけでなく、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導することとされている。また、役員の在任年齢について、従来の特種法人役員に加え、独立行政法人についても決定 (「特殊法人の役員の給与・退職金等について」 (平成 14 年 3 月 15 日閣議決定) により、原則 65 歳まで (ただし、理事長等は 70 歳まで) とされた。) がなされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請することとされた。

まず、役員の報酬・退職金の水準を見ると、役員の平均年間報酬額については、対象法人 (251 法人) のうち、有給役員がいる法人は 181 法人 (対象法人全体の 72.1%) であり、平均額が 1,200 万円以上 1,600 万円未満の法人が 80 法人 (対象法人全体の 31.9%) と最も多く、平均額が 2,000 万円以上の法人はなかった (図 36)。

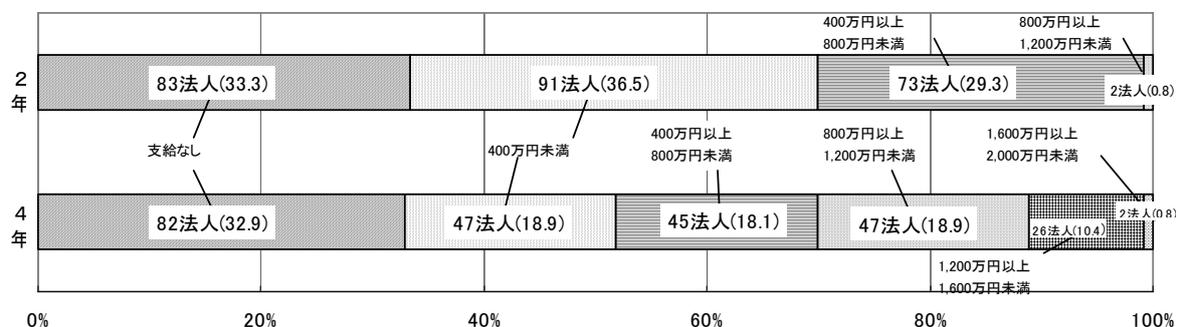
図 36 有給常勤役員の平均年間報酬額規模別割合
(括弧内の数値は全体に占める割合 (%) を示す。)



役員の平均退職金額については、退職金額の算出が可能な法人 (249 法人。以下「算出可能法人」という。) のうち、仮に常勤役員が 2 年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、400 万円未満の法人が 91 法人 (算出可能法人全体の 36.5%) と最も多く、退職金の支給のない法人及び 400 万円未満の法人で、算出可能法人全体の約 7 割を占めている (図 37)。

次に、在任年齢に関する規程の整備状況を見ると、在任年齢に関する規程を整備している法人及び整備を検討中の法人は 212 法人あり、対象法人 (251 法人) 全体の 84.5% において、所管府省の要請を受けて申合せに沿った対応が採られている。

図37 仮に常勤役員が勤続2年又は4年で退職した場合に支給される平均退職金規模別割合（括弧内の数値は全体に占める割合（%）を示す。）



第5節 「公益法人の設立許可について」の実施状況

平成15年10月2日から16年10月1日までの1年間に国が設立を許可した公益法人は18法人であった。このうち、基本財産の造成等に当たり、許認可対象企業等からの出せんがある法人は1法人あった。また、公務員経験者が常勤役員へ就任している法人は2法人（就任者は2名）であった。国又は特殊法人等から委託される事業を主たる事業とする法人はなかった。

第4章 公益法人制度の抜本的改革等の動向

第1節 公益法人制度の抜本的改革

1 公益法人制度の抜本的改革の経緯

民間非営利部門の活動の促進は、21世紀の我が国の社会を活力に満ちた社会として維持していく上で極めて重要である。公益法人は、民間非営利部門の活動を担う代表的主体として、歴史的に一定の大きな役割を果たしてきている一方、明治29年の民法制定以来、100余年にわたり抜本的な見直しが行われておらず、様々な批判及び指摘を受けるに至っている。

このため、政府において、平成14年3月29日に「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」が閣議決定され、公益法人制度について、関連制度を含め抜本的かつ体系的な見直しを行うこととされた。

上記閣議決定を受けて、内閣官房において、関係府省及び民間有識者の協力の下、改革の基本的枠組み等についての検討が開始され、与党においても公益法人制度の抜本的改革に向けた意見集約が図られた。また、平成15年6月27日に閣議決定された「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を受け、行政改革担当大臣の下に、有識者からなる「公益法人制度改革に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）が開催され、16年11月には報告書が公表された。

このような検討過程を経て、平成16年12月24日に「今後の行政改革の方針」が閣議決定され、その中で「公益法人制度改革の基本的枠組み」が具体化された。

2 公益法人制度改革の基本的枠組み

（改革の方向性）

法人格の取得と公益性の判断を分離し、公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設。

（一般的な非営利法人制度）

- ・ 法人類型は社団形態と財団形態とし、自律的な運営を確保するための所要の機関を設置するほか、法人運営の適正化を図るため、法人の財政状況の一般的な開示制度を設ける。
- ・ 中間法人制度は、社団形態の非営利法人制度に包含される関係となるため、廃止。

（公益性を有する非営利法人を判断する仕組み）

- ・ 内閣に民間有識者からなる委員会を設置し、当該委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断することとし、事後チェック、不服申し立ての処理等を含め、業務を的確かつ迅速に遂行できるよう、所要の体制を整備。
- ・ 特定非営利活動法人制度については、引き続き存置。

(新制度への移行に係る措置、今後のスケジュール)

- ・ 十分な準備期間及び移行期間、組織変更等の簡易・円滑な転換手続きを設ける等の必要な措置を講ずる。
- ・ 所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することを目指す。

第2節 公益法人に関する施策の動向

1 公益法人会計基準の見直しについて

公益法人会計基準については、前回改正から相当期間が経過し、公益法人を取り巻く状況も一変していることにかんがみ、平成12年4月からは旧総理府（省庁再編後は総務省）において公益法人会計基準検討会を開催し、より現状に則した基準の在り方について検討を行った。こうした検討の結果や、平成12年12月に閣議決定された「行政改革大綱」において公益法人会計基準の改善策の検討を行うこととされたことを踏まえ、14年3月からは公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会の下に有識者で構成する「公益法人会計基準検討会」を開催し、15年3月、「公益法人会計基準（案）」を中心とする「公益法人会計基準検討会報告書」が取りまとめられた。

この会計基準案については、平成15年6月から、総務省において有識者で構成する「公益法人会計基準案研究委員会」を開催し、公益法人制度の抜本的改革の動向等を踏まえつつ、適用の在り方、適用時期等について検討を行い、16年10月には、現行の公益法人会計基準の改正について関係省庁において申合せを行った。

新たな公益法人会計基準（以下「新会計基準」という。）においては、①企業会計の手法を可能な限り導入し、ディスクロージャーを充実、②寄付者等の意思に沿った事業運営状況を明らかにすることによる、公益法人の受託責任の明確化、③法人の自律的な運営を尊重した、外部報告目的の財務諸表の簡素化を柱としている。また、新会計基準は、平成18年4月1日以後開始する事業年度から出来るだけ速やかに実施するものとされた。

これを受けて平成16年11月から総務省において開催した「公益法人会計基準実施検討委員会」における検討結果を踏まえ、17年3月には、新会計基準に対する運用指針と、新会計基準を適用する場合に実施すべき内部管理事項についての統一的な取扱いを関係省庁で申合せた。さらに、新会計基準の実施による会計実務の大幅な変更を踏まえ、財団法人に対する基本財産の指導監督上の留意点について、総務省から各所管官庁に対して通知を行った。

今後は、平成18年4月1日以後開始する事業年度からの新会計基準の実施に向け、総務省として、各所管官庁や公益法人を対象とした研修等を通じ、新会計基準の周知徹底を図って行くこととしている。

2 公益法人の指導監督及びディスクロージャーの充実等

一部公益法人の不祥事により、公益法人の運営の在り方やその指導監督の在り方等が厳しく問われている現状を踏まえ、政府は、厳正な指導監督を更に徹底するため、平成13年2月9日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、①各府省に公益法人指導監督官を置くなど指導監督の責任体制を確立する、②立入検査について少なくとも3年に1回実施するなどの充実を図る、③一定規模以上の公益法人に対する外部監査の要請等について所要の措置を講ずる等を内容とする「公益法人の指導監督体制の充実等について」の申合せを行った。

また、公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化・適正化を図るとともに、「行政改革大綱」等に基づく公益法人改革の推進に資するための取組として、平成13年8月28日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」の申合せを行った。現在、各府省は、本申合せに基づき、所管公益法人の一覧表をホームページ上に公開しており、さらに総務省においては、「公益法人データベース」を同省のホームページ上に公開している。

なお、各都道府県に対しては、上記二つの申合せと同様の措置を講ずるよう要請した。

3 公益法人の指導監督等に関する研修会等の実施

多くの所管官庁において行われている設立許可及び指導監督に関する事務が、統一性を持って実施されるために、これらに関する事務に従事する職員に対する研修等を実施することにより、その周知徹底を図る必要がある。このため、総務省、各都道府県等においては、公益法人行政担当者研修会、都道府県公益法人行政主管課長会議、公益法人地方講習会、都道府県公益法人事務担当者ブロック会議等を実施している。

4 営利法人等への転換に関する指針の申合せ

平成10年3月に公表された法人制度研究会報告書において、公益法人の営利法人等への転換は現行法制度においても基本的に可能であるとされたことを受けて、同年12月4日の公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、営利法人等への転換の手順、転換後の対応を盛り込んだ「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」を申し合わせた。

5 休眠法人及び所管不明法人の整理に関する取組

正当な理由なく長期間にわたって事業を行っていない休眠法人、登記はあるが所管官庁が不明である所管不明法人は、買収等により役員に就任した者による目的外事業の実施や、税法上の優遇措置を利用した収益事業の実施など、公益法人制度の悪用を招くおそれがある。

その対策として、休眠法人については、昭和54年に民法の一部改正が行われたほか、

60年には「休眠法人の整理に関する統一的基準」等が策定され、現在、各所管官庁では、この基準等に沿って所管の休眠法人の整理に努めている。国所管では平成6年10月1日現在31法人であったものが、16年10月1日現在では6法人に、都道府県所管では6年10月1日現在372法人であったものが、16年10月1日現在では133法人に減少している。

一方、所管不明法人については、平成7年度に、「所管不明公益法人調査」を実施した結果、全国で約1,860の所管不明法人が存在することが明らかとなり、旧総理府から各省庁又は都道府県に割振りを実施し、割り振られた各官庁で処理を進めている。

平成14年3月、総務省は、各所管官庁に対し、原則として、14年内にすべての所管不明法人の処理を終了することを目標として、未処理法人について、処理作業を進めるための手順と目標期限を示した処理の促進についての通知を行った。

割り振られた所管官庁における平成16年10月1日現在の整理状況を調査したところ、処理が終了・確定したものは、87.3%（1,638法人。国所管が93.3%、都道府県知事部局所管が86.6%、都道府県教育委員会所管が82.7%）となっている。

6 公益法人の効率的・自律的な事業運営の在り方等に関する研究会

我が国の非営利活動の重要な役割を担っている公益法人の活動を促進していくことは、我が国の社会を活力に満ちたものとしていく上で重要と考えられる一方、公益法人をめぐる環境は、経済的環境の悪化、一部公益法人の不祥事による公益法人への信頼の低下といった様々なマイナス要因が存在するほか、現在検討が進められている抜本的改革により、公益法人制度そのものの大きな見直しが予定されている。

このような厳しい状況の下で、公益法人が限られた資金、人員等の運営資源を最大限活用しつつ、一層効率的な事業運営を行い、また、効率益な運営のため、法人が自ら不断に事業運営の在り方をチェックすることができる仕組みを持つことが必要であり、こうした取組を進めることは、新たな非営利法人制度の下においても、現在の公益法人が引き続き自律的に活動していく上で必要なものと考えられる。

以上のような問題意識から、総務省では、平成15年11月より「公益法人の効率的・自律的な事業運営の在り方等に関する研究会」を開催し、効率的な法人運営に資するよう、所管官庁の指導監督上一定の制約を課している財団法人の基本財産及び内部留保の在り方について検討を加えるとともに、自律的な法人運営の確立のため、公益法人における評価制度（特に自己評価）について検討を行い、16年7月に報告書を取りまとめた。

今後、実際の法人運営や所管官庁の指導監督に当たって活用されることが期待される。

7 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」において、今後取り組むべき行政改革の重要課題として、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革が盛り込まれた。これを受け、政府内部で必要な検討・調整を行い、平成14年3月29日に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」を閣議決定し、各府省において、同実施計画

に基づく改革を着実に実行しているところである（詳細については第3章第3節参照）。

8 公務員制度改革大綱に基づく措置

平成13年12月25日に閣議決定された「公務員制度改革大綱」において、適正な再就職ルールの確立を図るため、営利企業や特殊法人等への再就職とともに、公益法人への再就職についても、民間法人としての性格を踏まえつつ、所要の見直しを行うこととされた。

上記閣議決定を受け、平成14年3月29日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、各府省が所管公益法人に対し指導等すべき具体的事項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」を申し合わせた（詳細については、第3章第4節参照）。

9 「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の公益法人役員への就任に係る措置

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」において、国家公務員の適切な退職管理に資するため、国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者の就任について、民間法人としての性格を踏まえつつ、公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、離職後2年以内の常勤役員への就職に際して、所管府省にあらかじめ報告するよう法人を指導し、各府省は、所管法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告することとされた。

また、上記閣議決定を受け、平成17年3月2日には、公益法人等の指導監督等に関する関係府省連絡会議において、当該閣議決定に基づく報告に係る手順等を定めた「「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の公益法人役員への就任に係る措置について」を申合せた。

第5章 公益信託制度について

第1節 公益信託制度の概要

1 公益信託の定義

公益信託とは、信託法（大正11年法律第62号）に基づき、委託者が祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度である。

2 公益信託の特色

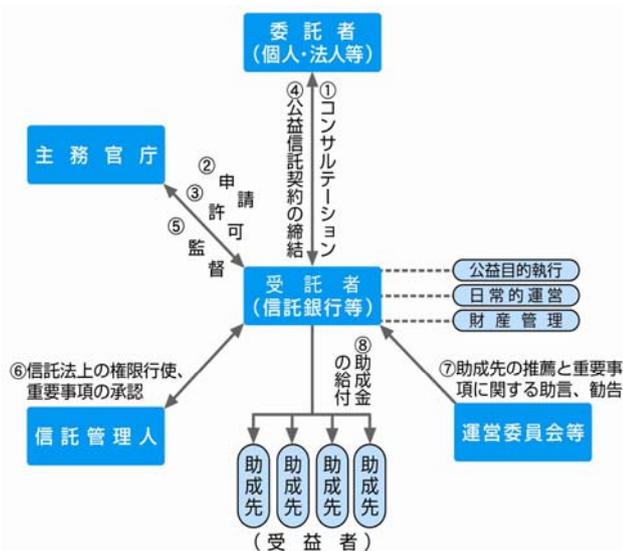
公益法人においては、法人という新たな法主体を創設し、これが公益目的のために自律的活動を行うものであるのに対し、公益信託においては、拠出された財産（信託財産）が既存の法主体である受託者に名義上帰属し、設定された公益目的のため受託者の固有財産とは別に管理・運用されていくものであって、両者の法律的構造は異なる。また、公益法人においては、永続的又は相当長期間にわたってその存続が予定されているのに対し、公益信託においては、信託の制度上、設定の期間が比較的短期のものでも可能であるなど、より弾力的な運用が可能である。

3 公益信託の仕組み

公益信託は、委託者が受託者との間で一定の公益目的のために財産を信託する信託契約を締結することにより、又は委託者の遺言により、信託の法律関係をつくり、これについて受託者が、主務官庁の許可を受けることによって成立する。

公益信託は主務官庁の監督に属し、受託者は信託行為の定めるところに従って、自己の名で信託財産を管理又は処分して公益事業を営む。信託財産は受託者に移転されるが、受託者の固有財産とは区別される。受託者は、その事務処理について善管注意義務等を負い、信託義務違反に対しては損失てん補をしなければならない。

図 38 公益信託の運営



4 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準

公益信託に対する適正な指導監督等を行うための統一的基準として、平成6年9月13日に公益法人等指導監督連絡会議で決定された「公益信託の引受け許可審査基準等について」があり、主務官庁においては、この基準にのっとった指導監督等が行われている。

5 公益信託の税制

公益信託に財産を拠出したときの税制として、個人・法人の双方につき、特定の公益信託のために支出した金銭についてのみなし寄付金制度等、各種の優遇措置がある。

第2節 公益信託の現況等

1 信託数及び信託財産

平成16年10月1日現在の信託数及び信託財産は、表39のとおり、それぞれ575件(前年比3件減少)、約714億円(前年比約7億円減少)であった。

表39 信託財産規模別信託数

所管官庁	信託数	信託財産規模別信託数					信託財産 合計金額 (千円)	信託財産 平均金額 (千円)
		1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上		
国 所 管	188	25	63	39	52	9	31,838,949	169,356
都道府県所管	387	48	185	82	59	13	39,527,405	102,138
合 計	575	73	248	121	111	22	71,366,354	124,115

2 信託目的別信託数

信託目的別信託数では、表40のとおり、奨学金支給、教育振興及び国際協力・国際交流促進がそれぞれ上位を占めている。

表 40 信託目的別信託数

信託目的	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)
奨学金支給	199	28.0	32	13.4	167	35.4
自然科学研究助成	77	10.8	56	23.4	21	4.4
人文科学研究助成	21	3.0	16	6.7	5	1.1
教育振興	94	13.2	6	2.5	88	18.6
社会福祉	63	8.9	14	5.9	49	10.4
芸術・文化振興	56	7.9	20	8.4	36	7.6
文化財の保存活用	8	1.1	3	1.3	5	1.1
動植物の保護繁殖	4	0.6	2	0.8	2	0.4
自然環境の保全	31	4.4	11	4.6	20	4.2
緑化推進	2	0.3	0	0.0	2	0.4
都市環境の整備・保全	26	3.7	2	0.8	24	5.1
国際協力・国際交流促進	83	11.7	63	26.4	20	4.2
その他	47	6.6	14	5.9	33	7.0
合 計	711	100.0	239	100.0	472	100.0

(注) 1 複数の信託目的を有する信託がある。

2 割合は、延べ信託数に対する百分率

3 授益行為の状況

授益行為の状況は、表 41 のとおり、個人を対象としているものが、件数及び金額ともに最多となっている。

表 41 授益行為状況別信託数 (累計)

(金額の単位：千円)

所管官庁	信託数	授益行為状況							
		個人		任意団体		法人		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国 所 管	188	14,059	8,397,081	3,392	2,254,216	2,371	2,726,732	19,822	13,378,029
都道府県所管	387	45,234	6,581,849	13,493	6,644,819	5,318	4,169,009	64,045	17,395,676
合 計	575	59,293	14,978,930	16,885	8,899,035	7,689	6,895,741	83,867	30,773,705

4 今後の展望

公益信託は、公益法人、特に財団法人と類似した制度であるが、財団法人と異なり、設定の手続きが比較的容易であること、比較的少ない資金によっても設定が可能であること等の諸特徴が認められる。

今後、個人のレベルにおいて比較的容易に公益活動への参加を実現することのできる一つの選択肢として、公益信託はその受け皿として大きな可能性を有していると考えら

れる。

このため、今後とも、公益信託制度の国民への周知を図っていくとともに、その普及に当たって支障となる課題があればその解決を図りつつ、公益信託の普及を促していくことが求められる。